公共工事の品質確保に関する北海道の取り組み

北海道建設部建設政策局建設管理課
技術管理担当課長　　坂　野　伸　治

公共工事の品質確保に関する北海道の取り組み

北海道　建設部　建設政策局　建設管理課

ひとと、ちいきと、あしたへ。
北海道の建設業

公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針（改定版）

○平成17年4月1日　「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」施行
○平成17年8月26日　「公共工事の品質確保に関する施策を総合的に推進するための基本方針（品確法基本方針）」　閣議決定

総合評価方式の導入・活用　等を位置づけ

「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」平成19年8月　策定

【背景】
建設投資の減少や競争の激化などにより建設業の経営を取り巻く環境が悪化
技能労働者の高齢化や若年入職者の減少など担い手不足　　など

○平成26年6月4日　改正品確法　公布・施行
○平成26年9月30日　改正品確法基本方針　閣議決定
○平成27年1月30日　発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）作成

取組方針（平成27年12月改定）

品確法の改正等により、現在及び将来の公共工事の品質確保に加え、その担い手の中長期的な育成・確保の促進といった新たな理念が追加されたこと等を踏まえ、道の取組をより一層進めていくため、本取組方針を見直すもの。

公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針（改定版）の概要　①

Ⅰ　取組方針の位置づけ及び目的

【位置づけ】公共工事の品質確保**及び公共工事に関する調査・設計並びに完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理に**関する道の基本的な取組の方向性を定めるもの

【目　　的】発注関係事務、**担い手の中長期的な育成・確保**及び道内市町村への支援等に係る取組の基本的な方向性を定めることにより、**国及び市町村等と相互に連携・協力し、**現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって道民の福祉の向上及び本道経済の健全な発展に寄与

Ⅱ　公共工事を取り巻く状況

【北海道の社会資本整備を取り巻く状況】

○広大な面積や厳しい気象条件等の本道の特性　○人口減少社会への対応
○厳しい道の財政状況　○災害リスクの高まり　○社会インフラの老朽化
○バックアップ機能の強化　　○道の技術職員の減少等

【北海道の建設業を取り巻く状況】

○建設投資額の減少、道内建設業就業者の減少及び高齢化の進行など厳しい経営環境
○社会資本の維持、災害時における対応、雇用や地域の活性化など重要な役割を担っている

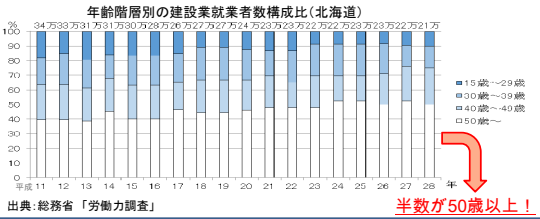

出典：総務省「労働力調査」

半数が50歳以上！

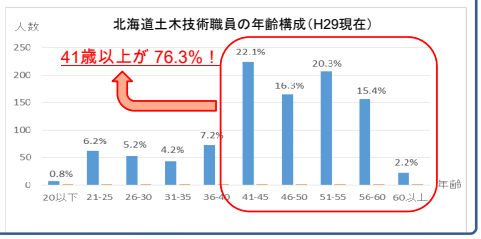

Ⅲ　公共工事の品質確保促進の意義

品質確保促進の意義

・就労環境の悪化に伴う若年入職者の減少、建設生産を支える技術・技能の継承が困難、発注者のマンパワー不足など、**将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に関する懸念の高まり**
・災害対応を含む地域の維持管理を担う建設業者が不足し、**地域の安全・安心の確保に支障を生じるおそれ**があることへの懸念

こうした状況に対応するため、**将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るための取組を、より一層進めていく必要がある**

公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針（改定版）の概要　②

Ⅳ　品質確保に向けた取組方針

見直しのポイント

現在及び将来にわたる公共工事の品質の確保とその中長期的な担い手の育成･確保を図るため、道が発注者として取り組むべき事項について改めて明確にするとともに、品確法等の改正及び運用指針により、中長期的な技術的能力確保、多様な入札契約方式の導入・活用、労働環境の改善、発注者間の連携強化等に関する事項が新たに示されたことを踏まえ、これらの事項に関する道の基本的な取組の方向性を追加する。

Ⅳ-1　道が発注者として取り組むべき事項

1　工事に関する発注関係事務の適切な実施

(1)担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤が確保可能な予定価格の設定
(2)著しい低価格受注の防止
(3)計画的な発注及び適切な施工時期
(4)施工条件の変化等に応じた適切な設計変更

2　工事に関する資格審査などにおける技術力などの適切な反映

(1)競争入札参加資格者名簿の作成に際しての資格審査
(2)個別工事に際しての競争入札参加者の技術審査等
(3)中長期的な技術的能力の確保に関する審査等
(4)技術提案の審査・評価における学識経験者の意見聴取

3　工事に関する多様な入札契約方式の導入･活用

(1)競争入札参加者の技術提案を求める方式（総合評価落札方式）
(2)契約方式の選択
(3)競争入札参加者の設定方法の選択
(4)落札者の選定方法の選択
(5)支払い方法の選択

4　工事の監督・検査等の充実・強化

(1)監督・検査・工事成績評定の適切な実施
(2)工事成績評定等に関する資料のDB化
(3)現場の施工体制等の適切な確認
(4)受注者との協議等の迅速化・情報共有の強化等
(5)完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

5　設計・調査における品質確保の推進

(1)発注関係事務の適切な実施等
(2)業務の性格等に応じた適切な入札契約方式の導入･活用
(3)競争入札参加者の技術的能力の審査
(4)委託業務の完了確認検査・成績評定の適切な実施

Ⅳ-2　その他の取組

6　担い手の育成・確保の取組

(1)技術と経営に優れた企業づくりの推進
(2)労働環境等の改善の推進
(3)道の発注体制の強化等

7　市町村への支援

(1)発注者間の連携強化
(2)発注体制等の整備が困難な市町村に対する必要な支援

Ⅴ　取組の進め方

毎年度、取組状況を取りまとめて北海道建設業審議会に報告し、その意見を踏まえて次年度以降の取組を検討するなど、より実効性の高い取組を計画的に推進

公共工事の品質確保に関する道の主な取組状況　①

1　工事に関する発注関係事務の適切な実施

	取組方針（取組の方向性）	取組状況等
(1)担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤が確保可能な予定価格の設定	・トータルマネージメントシステムなどを活用し、現場の実態に即した施工条件の明示等により、適切に設計図書を作成	トータルマネージメントシステム導入（H18.3～） （総合的な進行管理機能）
	・労務・資材等の取引価格や施工の実態を的確に反映するなど適切な価格設定 ・積算基準の見直しに即応した積算の実施 ・歩切りは厳に行わない	・適宜、国に準じた労務単価・歩掛・諸経費等の見直し H29.10 積算基準改定予定（一部前倒し適用） 小規模施工の積算方法新設、交通規制補正見直し、 市場単価の一部廃止、現場環境改善に関する経費見直し、 土木工事標準歩掛11工種の新規・改定 施工パッケージ関係歩掛13工種新規（ICT土工）・改定　等 ・毎月の資材単価の調査・改定 ・入札直前の最新単価を反映した再積算の実施 ・帯広等の災害発生に伴う資材等の高騰については、モニタリングを通じ、必要に応じて迅速な対応を検討
	・不調・不落対策として、見積活用方式等による速やかな契約締結の実施	・不調・不落件数割合（建設管理部・建築局） H25：9.8%　H26：4.5%　H27：1.6%　H28：2.2% ・見積活用方式の試行（H27～）：建設部　橋梁補修工事で実施 ・H28災害・補正予算の円滑な施工対策 １）技術者等の不足への対応 現場代理人の兼任件数の緩和 フレックス工期の導入、復旧ＪＶ制度の導入（帯広） ２）適正な工事採算性の確保 スライド条項の活用、点在工事の適切な経費計上 遠隔地建設資材調達等の設計変更対象範囲拡大 ３）入札契約手続きの効率化等 総合評価における簡易な施工計画の除外適用 平易な工事の特例拡大による入札期間等の短縮 軽微な設計変更の上限率、上限額の緩和　等

トータルマネジメントシステムの活用

トータルマネジメントシステムとは

各建設管理部にトータルマネジメント委員会を設置し、工事発注前の段階において、用地取得や占用物件移設協議の状況、他機関との許認可・協議状況等について確認・審議することにより、工事の円滑な施工の確保を図るもの。

確認項目	占用物件協議の確認							工事現場等の用地及び補償		他機関との調整（許認可・協議等）																
	北電	NTT	ケーブル	上水道	下水道	ガス	その他	用地取得	事業損失	河川管理者			道路管理者			海岸管理者	保安林	国有林	自然公園	鳥獣保護	埋蔵文化財	公安委員会	ＪＲ	漁組	土対法	その他
										国	道	市	国	道	市											
要協議	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
協議済	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□

適切な予定価格の設定

・公共工事設計労務単価については、近年の技能労働者の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映するため、４年連続で、年度前に前倒しして改定
（改定日：H26.2.3、H27.2.2、H28.2.1、H29.3.1）

・設計資材単価については、市場取引価格や地域の取引実態の調査を行い、毎月、改定

・予定価格の算出にあたっては、入札に際して、直前の最新単価を適用するよう再積算を実施

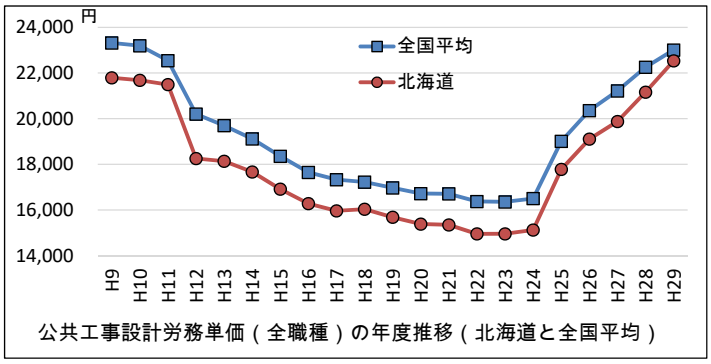

公共工事設計労務単価（全職種）の年度推移（北海道と全国平均）

・H25年度から５年連続の大幅増
・H29年度は、H24年度比 49％増の 22,531円（北海道）

公共工事の品質確保に関する道の主な取組状況　②

1　工事に関する発注関係事務の適切な実施

項目	取組方針（取組の方向性）	取組状況等
(2)著しい低価格受注の防止	・低入札価格調査制度・最低制限価格制度の適切な活用	・H21.7より道独自措置を実施、平均落札率上昇 ・H29.4国土交通省基準価格を引き上げ　→　道の基準を引き上げ
	・予定価格の事後公表	・これまで通り事後公表
	・入札金額の内訳書の提出義務化	・H27.4より全ての工事に拡大
(3)計画的な発注及び適切な施工時期の設定	・工事の計画的な発注に努める ・適期施工を考慮した早期発注の推進等	・ゼロ国債、ゼロ道債の活用 H27設定 113億円（H28当初予算 1,215億円） H28設定　74億円（H29当初予算 1,170億円）
	・余裕工期の活用 ・各発注者が連携した発注見通しの公表	・H26から余裕工期活用拡大 ・国、道、一部の市町村が参加した発注見通し統合公表（開発局HP）
	・発注・施工時期の平準化 ・選択工期制度の活用	・H26から選択工期制度の活用拡大 ・H28.12に選択工期制度を廃止し、H29.1からフレックス工期制を導入
(4)施工条件の変化等に応じた適切な設計変更	・スライド条項の適切な適用 ・適切な設計変更（工期変更含む） ・設計変更の手引き、事例集等の充実、関係職員への周知等を通じた手続きの迅速化・円滑化	・適宜、必要に応じて実施 ・設計変更確認会議の試行（H28.4～） ・設計変更の手引き（H18.3策定）等の適宜改正及び職員への周知徹底 ○工事施工円滑化ガイドラインを新たに策定（H28.4） ┌工事の一時中止ガイドラインを新規追加 ├設計図書の照査ガイドライン改定 └施工条件明示チェックリストの新規追加

Topics

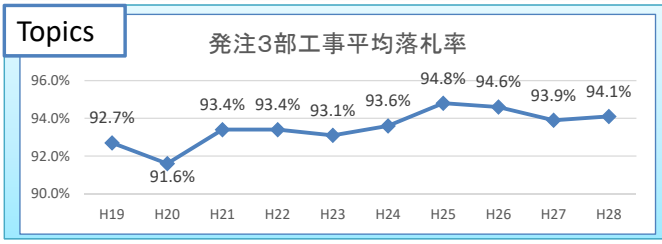

活用工事本数	H29 7月末時点	H28	H27	H26	H25
余裕工期	16	346	137	92	4
選択工期	-	22	46	117	6
フレックス工期	223	4	-	-	-

工事施工円滑化ガイドライン（H28.4策定）

本ガイドラインは、これまで道が策定してきた「設計図書等作成要領（請負工事編）」、「設計図書の照査ガイドライン」、「工事の一時中止に係るガイドライン（案）」、「提出書類のガイドライン」に加え、「条件明示チェックリスト」を追加した**工事施工円滑化５点セット**をひとまとめとして作成したものである。

工事発注準備、工事施工の各段階における参考とすべき要領・ガイドラインの位置づけを示し、受発注者双方が、「条件明示＆設計変更事例集」を参考に、各種手続きを迅速かつ適切に行えるよう編纂したものである

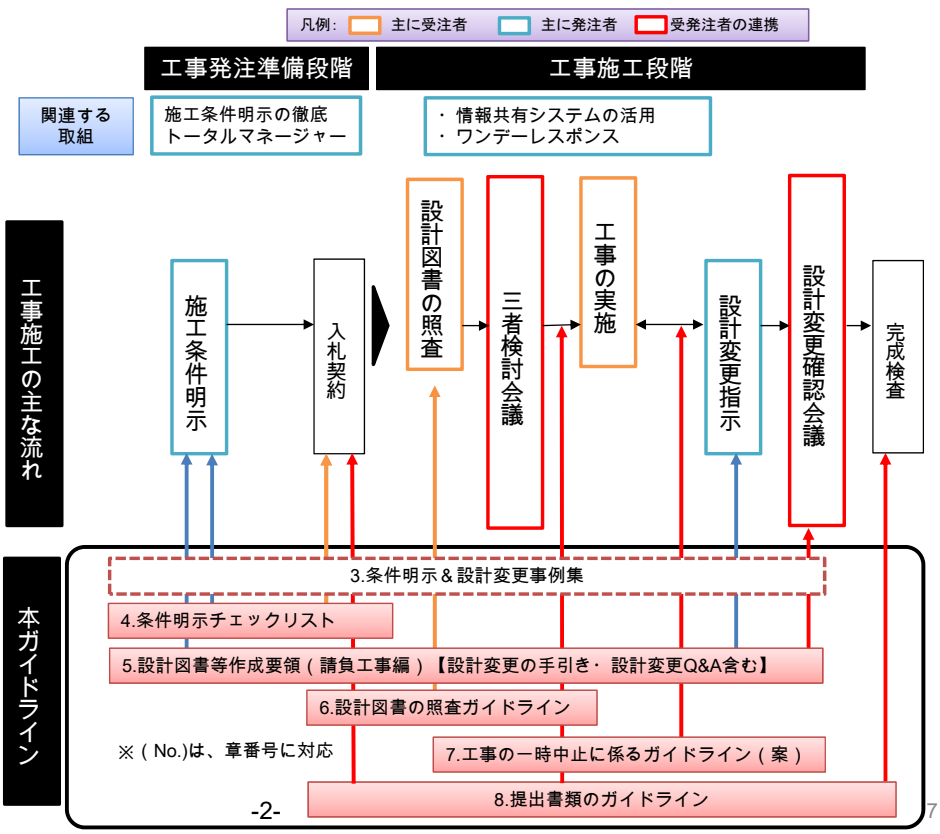

工事一時中止に係るガイドライン（案）（H28.3新規策定）の概要

ガイドライン（案）策定の目的等

工事の発注にあたっては、工事用地の確保、占用事業者等関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本であるが、一部の工事で各種協議や工事用地の確保が未完了な場合においてもやむを得ず条件明示を行い、発注を行っている場合があるほか、一時中止の指示を行っていない工事も見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているといった指摘がある。

これらの課題を踏まえ、**受発注者が工事一時中止について適正な対応を行うために新たにガイドラインを策定**

ガイドライン（案）のポイント

○工事の一時中止に係るフローを明確化

○工事の中止に関する発注者、受注者の役割を明確化

○工事を中止した場合の、請負代金額、工期の変更等に係る費用算定等の考え方を明確化

⇩

工事一時中止手続き等の適正化・円滑化・迅速化

ガイドライン（案）の主な内容

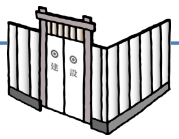

1.ガイドライン策定の背景
2.工事の一時中止に係る基本フロー
3.発注者の中止指示義務
4.工事を中止すべき場合
①工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合
②自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合　など
5.中止の指示・通知
・発注者は、必要があると認められるときは、任意に工事を中止できる
・受注者による中止事案の確認請求
6.基本計画書の作成【受注者が発注者に提出】

・中止時点における工事の出来形等の確認に関すること。
・中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること。
・工事現場の維持・管理に関する基本的事項。
・工事再開に向けた方策。
・工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠。

7.工期短縮計画書の作成【受注者が発注者に提出※受注者が合意した場合】
8.請負代金額又は工期の変更
・工事を中止した場合、必要があると認められるときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。
9.増加費用の考え方
(1)工事中止の場合：【受注者から請求があった場合に適用】
工事現場の維持･工事体制の縮小･工事の再開準備に要する費用
(2)工期短縮を行った場合
その要因が発注者に、又は、自然条件（災害等含む）に起因するもの（受注者に起因するものは除外）
中止期間中の現場維持等の費用、工期短縮により増加する費用
(3)契約後準備工着手前に中止した場合
一時中止に伴う増加費用は計上しない。
(4) 準備工期間に中止した場合
安全費、営繕費及び現場管理費等が想定される。
10.増加費用の設計書及び事務処理上の扱い

⇨ 工事一時中止に係るガイドラインの運用について（案）
積算内容を中心とした運用の詳細について解説

設計図書の照査ガイドライン改定（H28.3）の概要

改定の主旨

設計図書の照査については、発注者と受注者の責任範囲が具体的に明示されていなかったため、解釈の違いにより受注者側に過度な要求がなされるとの苦情が多く寄せられていたことから、平成17年3月に照査ガイドラインを作成し、設計図書の照査についての基本的考え方、範囲をできる限り明示し、円滑な請負契約の執行を図ってきたところ。

今回、改正品確法等を踏まえた「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」を平成27年12月に改定したことに伴い、照査ガイドラインの一層の充実を図るため、

受発注者の責任･役割の明確化に加え、照査項目を明示、受注者が活用できる照査項目チェックリストを新たに作成するなど、受発注者間の書類の取り交わしについて理解しやすいよう工夫を加えたものである。

改定の主な内容

新規項目：赤字

1．「設計図書の照査」の基本的考え方
(1)「設計図書の照査」に係わる規定について
(2)「設計図書の照査」の位置づけ
2．設計図書の訂正又は変更に要する期間
3．「設計図書の照査」範囲を超える場合の取扱いについて
(1)設計図書の照査の範囲を超えるもの（事例）
4．「設計図書の照査」における受発注者間の書類の取り交わしについて
(1)受発注者の責任、役割について
1)受注者が自らの負担で行う部分
2)発注者の責任において行う部分
(2)設計図書の照査項目及び内容
(3)照査項目チェックリスト
1)「照査項目チェックリスト」の作成手順
2)作成にあたっての留意事項
5．設計図書の照査要領
① 樋門･樋管工事　② 築堤･護岸工事
③ 道路改良（舗装）工事　④ 橋梁下部工事
⑤ 共同溝工事　⑥ 砂防工事　⑦ 急傾斜工事
⑧ 海岸工事　⑨ 漁港工事　⑩ 橋梁上部工事

4.(1)受発注者の責任、役割について

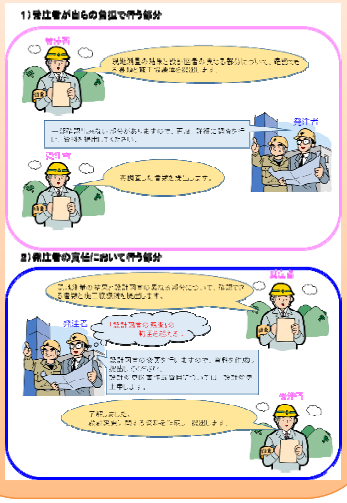

4.(2)設計図書の照査項目及び内容

No.	項　目	照　査　内　容	
1	当該工事の条件明示内容の照査	1－1	特記仕様書における条件明示事項に不足がないかの確認を行ったか。
		1－2	特記仕様書における条件明示事項と現場条件に相違がないかの確認を行ったか。

4.(3)照査項目チェックリスト

設計変更確認会議の試行について（H29改定）

目的

工事完成前に、適切な設計変更手続きや工事完成検査が円滑に行われるよう、**設計変更内容、工事書類の簡素化等について、受注者と発注者が一堂に会して、確認共有すること**を目的として開催
また、発注者においては、**若年職員の育成及び技術の承継を目的として技術的な助言等を行う場**としても活用する。

対象工事

・若年職員（経験年数３年以下）が監督員である全ての請負工事(補助事業に限る）
ただし、対象となる監督員がいない出張所等では、1名以上を総括監督員が指定し、その者が監督員である工事も対象とする。【全出張所等へ拡大】
なお、職員の業務状況に応じて総括監督員は対象工事数を増減できるものとする。
・対象工事は、特記仕様書にて、その旨を明示

参加者

・**受注者**：現場代理人、主任（監理）技術者、受注会社の責任者(部長、役員等）
・**発注者**：総括監督員、主任監督員、監督員
ただし、**やむを得ない理由により総括監督員、主任監督員のどちらか1名と監督員の参加により成立するものとする。**必要に応じて本部担当課の出席を求めることができる。

受注者と発注者が一堂に会した確認等

若年職員の育成等

円滑かつ迅速な対応
→適切な設計変更

実施方法

1)実施時期
・**受注者の求めに応じて開催するものとし、実施時期は設計変更前の適切な時期に、双方が協議して決定【設計変更内容の確認が必要な場合にのみ開催】**
2)打合せ事項
・設計変更内容について　・工事書類について
3)協議資料
・受発注者が各自必要な資料を準備、原則、既存資料を活用
資料の事例：設計変更にかかる図面、数量算出調書、必要に応じて現地写真等
4)協議記録
・工事監督員が作成し、施工協議簿にとりまとめ
5)監督員への助言等
・総括監督員及び主任監督員は、協議資料の作成、打合せ事項等について、適切な助言に努める。

適用

平成29年4月1日以降に公告する工事から適用

公共工事の品質確保に関する道の主な取組状況　③

2　工事に関する資格審査などにおける技術力などの適切な反映

項目	取組方針（取組の方向性）	取組状況等
(1)競争入札参加資格者名簿の作成に際しての資格審査	・経営状況、工事成績評定等適切な審査項目の設定、必要に応じて見直す ・定期の資格審査等で、社会保険等未加入業者を元請業者から排除	・２年に一度定期の資格審査を実施 ・H27/28資格審査における審査項目 経営規模、経営状況、技術力、防災協定の締結の有無など 担い手の確保、仕事と家庭の両立支援、社会貢献など 新たに社会保険等未加入業者を排除 ・社会保険等未加入対策 H27.4元請から排除、H28.4一次下請排除 ・H29/30資格審査における審査項目 女性の活躍支援項目追加
(2)個別工事に際しての競争入札参加者の技術審査等	・施行実績や地域要件など適切な設定 ・地域維持事業における事業協同組合方式の採用 ・災害協定の締結 ・災害等の緊急対応における契約予定者の複数選定（年1回見直し） ・暴力団等不良不適格業者の排除の徹底	・適切な入札参加要件設定 ・地域維持事業では、事業協同組合方式が占めている。 ・災害協定は、地方建設業協会と締結済み ・緊急対応の契約予定者の複数選定は毎年実施 ・不良不適格業者の排除の徹底
(3)中長期的な技術的能力の確保に関する審査等	・若年技術者・技能労働者等の育成・確保状況や建設機械の保有状況、災害時の施行体制の確保等に関する事項について入札契約手続きの各段階において審査・評価することを更に検討 ・工事等優秀業者表彰制度、現場技術者の表彰制度の充実、各段階における審査・評価へ反映	・資格審査において採用（H27/28資格審査より） ・総合評価落札方式：「技術者育成・確保」追加（H28） ・道建設部表彰（H22から表彰者数拡大） H17:18　H18:30　H22:79　H26:72　H27:70　H28:71者 ・現場技術者表彰（H19から全ての建設管理部で実施） ・維持管理・除雪功労者表彰を新設（H27から）
(4)技術提案の審査・評価における学識経験者の意見聴取	・総合評価落札方式の落札者決定基準等の決定に当たっては、学識経験者の意見を聴くものとする	・各建設管理部の総合評価審査委員会の設置　等

公共工事の品質確保に関する道の主な取組状況　④

3　工事に関する多様な入札契約方式の導入･活用

項目	取組方針（取組の方向性）	取組状況等
(1)競争入札参加資格者の技術提案を求める方式（総合評価落札方式）	ア工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定 ・ 高度技術提案型、標準型、簡易型 ・ オーバースペックは優位に評価しない ・ 評価方法内容の公表	・ H16の試行開始 ・ H22から発注標準Aクラス以上の工事で原則実施 ・ 受発注者双方の負担軽減となる簡易型を中心に実施 H28：建設管理部　596本で総合評価を実施
	イ競争入札参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等 ・ 工事施行成績、配置予定技術者の資格、地域貢献度、若年技術者等の登用も考慮 ・ 一括審査方式、段階的選抜方式の活用 ・ 学識経験者の意見聴取	・ 総合評価落札方式の活用･改善等に関する検討会による検証･検討（H27～H28） 学識経験者による意見聴取の場 評価項目等の検討を実施 H27：課題を検証し、H28ガイドラインへ反映 H28：受発注者双方の負担軽減策を検討

Topics

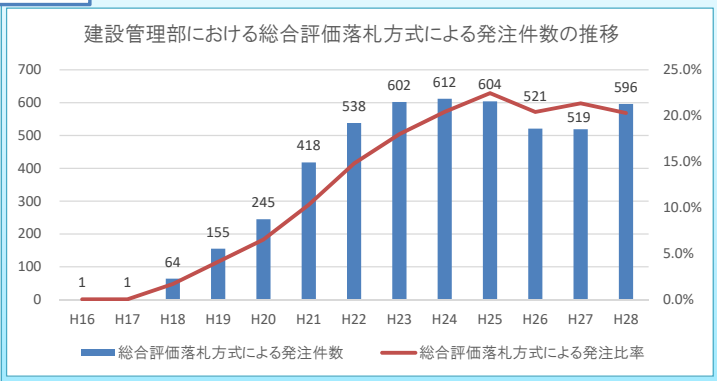

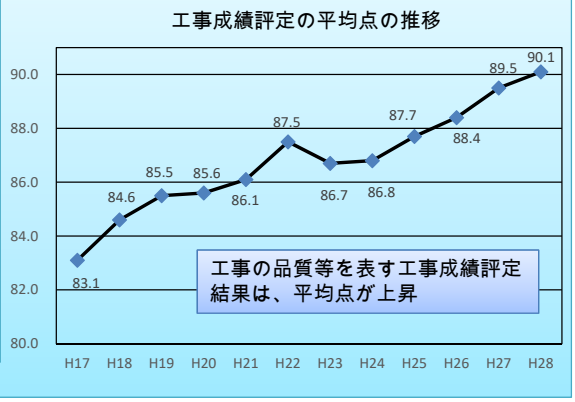

北海道における総合評価落札方式について

1.総合評価落札方式試行の経緯

○平成１６年度　・ 標準型総合評価落札方式（除算方式）試行
○平成１８年度　・ 簡易型総合評価落札方式（施工計画審査タイプ除算方式）試行
○平成１９年度　・ 簡易型総合評価落札方式（施工実績審査タイプ除算方式）試行
○平成２０年度　・ 簡易型総合評価落札方式（施工計画審査タイプ加算方式）試行
・ 標準型及び簡易型（施工計画審査タイプ加算方式）において確実性審査を試行
○平成２１年度　・ 簡易型総合評価落札方式（施工実績審査タイプ）において加算方式を試行
・ 北海道建設業審議会に総合評価落札方式専門検討委員会を設置
・ 総合評価落札方式専門検討委員会から「北海道における総合評価方式のあり方」が報告される
○平成２２年度　・ ＷＴＯ対象工事を除き、評価値の算出方法を加算方式に一元化
・ 総合評価落札方式のガイドライン（以下「ガイドライン」という）に地域社会貢献活動」や「地域建設業経営環境評価」を新たに評価項目として追加
○平成２４年度　・ 総合評価落札方式専門検討委員会から「北海道における総合評価落札方式のあり方2012」が報告される
○平成２５年度　・ ガイドラインに「技術者の追加配置」や「新規の雇用」を新たな評価項目として追加
○平成２６年度　・ 総合評価落札方式のガイドラインに「技配置予定技術者の専任」の見直しや「新規雇用評価対象年齢の地域独自運用」の追加など
○平成２７年度　・ 総合評価落札方式のガイドラインの「工事施行成績」「技術者の追加配置」「新規の雇用」の適用区分の見直し
○平成２８年度　・ ガイドラインに「技術職員の育成･確保」を新たな評価項目として追加、「工事施行成績の」評価区分の見直し、その他評価項目の運用基準の見直し
・ 共同企業体の取扱いの一部見直し
・ 施工計画審査タイプI型の一部で「施行成績重視型」を試行
○平成２９年度　・ 「簡易な施工計画」における受発注社双方の負担軽減策の実施
・ 施工計画審査タイプIII型の廃止
・ 工事施工成績評価対象期間の一部見直し（鋼橋上部工事）
・ 「評価点事後審査方式」の試行

公共工事の品質確保のために総合評価落札方式の充実を図っている。

北海道における総合評価落札方式について②

2.全国各機関の総合評価落札方式の導入状況

総合評価落札方式の導入状況（平成28年3月31日現在）

機関名		導入	未導入	導入率
国		17	2	89.5%
特殊法人等		119	5	96.0%
地方公共団体	都道府県	47	0	100.0%
	指定都市	20	0	100.0%
	市区町村	1,084	637	63.0%
	（道内市町村）	29	149	16.3%

※出典元：国土交通省　入札契約適正化法に基づく実施状況調査(平成28年3月31日現在)

北海道における総合評価落札方式について③

3.北海道の市町村における総合評価落札方式の導入状況

○市町村導入状況（平成２８年３月３１日現在　３０市町）

道入年度	導入市町村名
平成１８年度	札幌市（78）
平成１９年度	黒松内町（0）　釧路市（0）
平成２０年度	七飯町（9）　鷹栖町（0）　江差町（0）　旭川市（16）
平成２１年度	富良野市（1）　函館市（5）　北斗市（0）　北広島市（0） 帯広市（0）　美幌町（0）
平成２２年度	江別市（6）　岩見沢市（0）　根室市（0）　斜里町（0）　士別市（0） 名寄市（0）　上富良野町（0）　上川町（1）　八雲町（7）
平成２４年度	小樽市（0）　豊富町（3）
平成２５年度	石狩市（1）　天塩町（0）　鹿追町（0）　美唄市（0）
平成２７年度	標茶町（1）
平成２８年度	上ノ国町（0）

※（）内の数字…H27年度総合評価落札方式実施件数

※出典元：国土交通省　入札契約適正化法に基づく実施状況調査(平成28年3月31日現在)

○市町村への職員の派遣状況（総合評価審査員）

市町村名	派　遣　者（職名）
七飯町	函館建設管理部事業課課長
鷹栖町	旭川建設管理部地域調整課長
函館市	函館建設管理部事業課課長
北斗市	函館建設管理部事業課課長
根室市	釧路建設管理部根室出張所長
北広島市	札幌建設管理部千歳出張所長
江別市	札幌建設管理部当別出張所長
帯広市	帯広建設管理部事業課長
石狩市	札幌建設管理部当別出張所長
豊富町	稚内建設管理部建設指導課長

北海道における総合評価落札方式について④

4.北海道における総合評価落札方式の分類

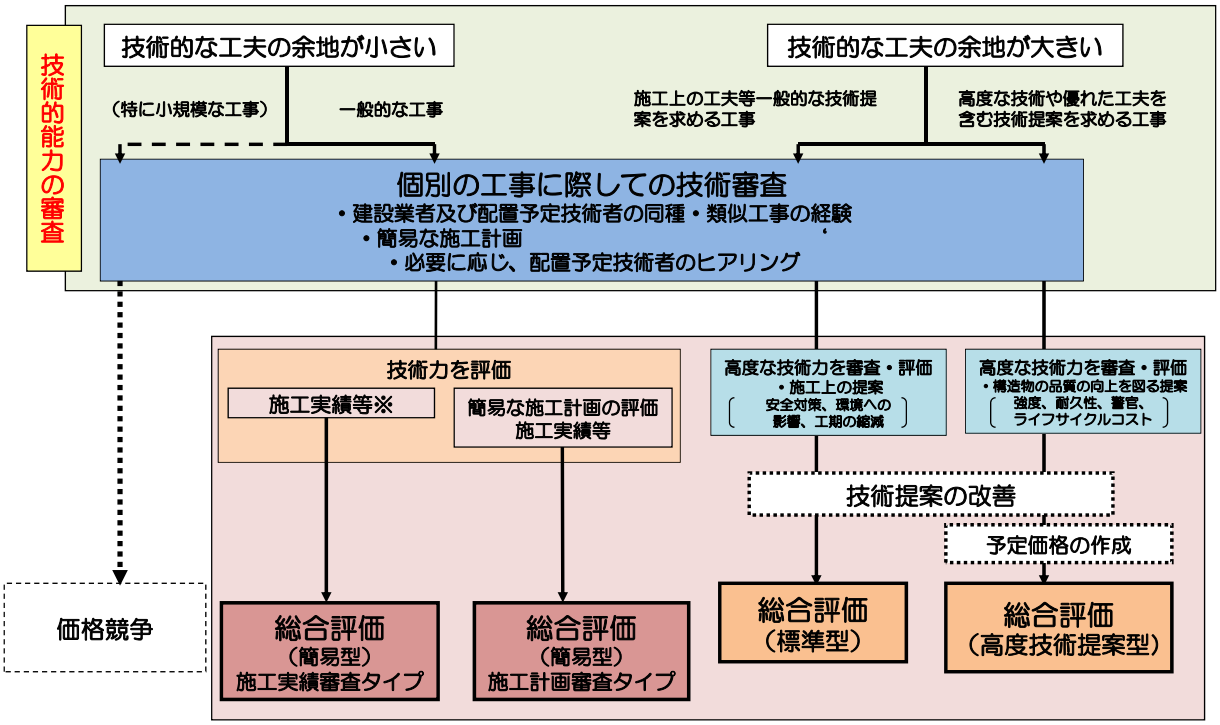

北海道における総合評価落札方式について⑤

5.北海道における総合評価落札方式の適用区分

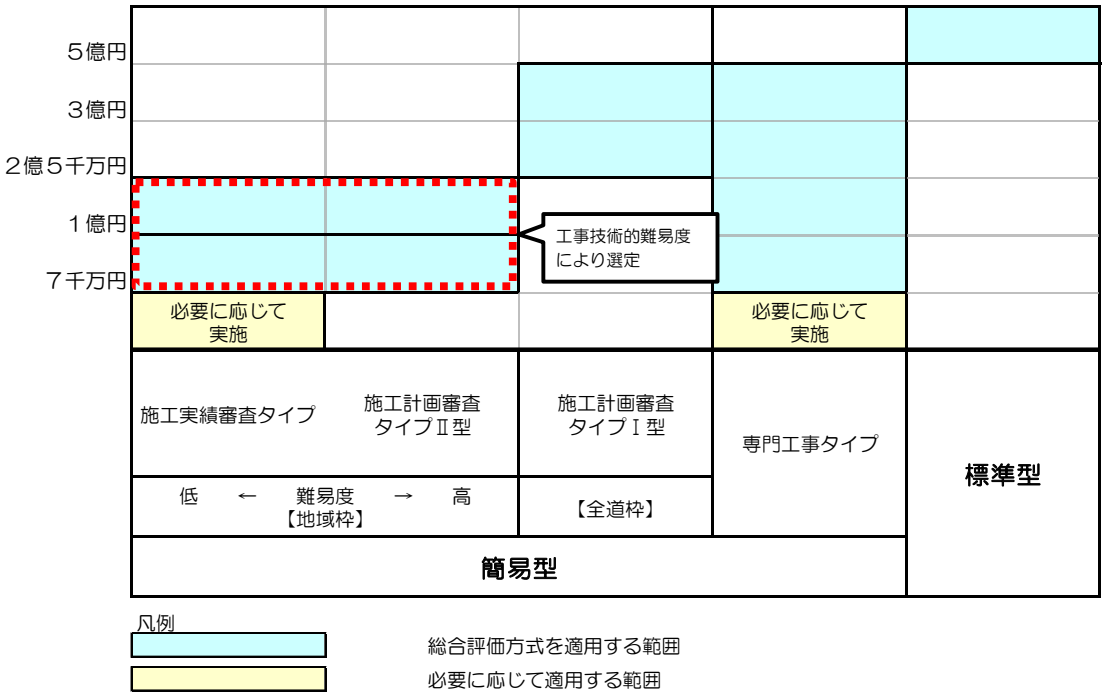

北海道における総合評価落札方式について⑥

6.北海道の総合評価実施状況

総合評価方式の実施状況（年度別）

単位：件

発注部	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
建設管理部	4,070	3,753	3,771	3,771	3,746	4,049	3,633	3,343	2,996	2,688	2,552	2,430	2,935
うち総合評価落札方式	1	1	64	155	245	418	538	602	612	604	521	519	596
率	0.0%	0.0%	1.7%	4.1%	6.5%	10.3%	14.8%	18.0%	20.4%	22.5%	20.4%	21.4%	20.3%
建築局			239	160	172	274	164	159	144	218	171	163	157
うち総合評価落札方式				13	20	35	36	40	29	61	52	66	71
率			0.0%	8.1%	11.6%	12.8%	22.0%	25.2%	20.1%	28.0%	30.4%	40.5%	45.2%
農政部			883	821	677	751	733	574	639	598	503	501	742
うち総合評価落札方式			1	29	63	57	155	132	221	220	228	212	297
率			0.1%	3.5%	9.3%	7.6%	21.1%	23.0%	34.6%	36.8%	45.3%	42.3%	40.0%
水産林務部			569	530	550	611	614	506	606	576	496	456	710
うち総合評価落札方式			2	28	39	24	37	32	32	26	16	15	18
率			0.4%	5.3%	7.1%	3.9%	6.0%	6.3%	5.3%	4.5%	3.2%	3.3%	2.5%
計	4,070	3,753	5,462	5,282	5,145	5,685	5,144	4,582	4,385	4,080	3,722	3,550	4,544
うち総合評価落札方式	1	1	67	225	367	534	766	806	894	911	817	812	982
率	0.0%	0.0%	1.2%	4.3%	7.1%	9.4%	14.9%	17.6%	20.4%	22.3%	22.0%	22.9%	21.6%

※ 1）対象は、随意契約を除く請負工事とする。
2）年度別は当該工事の入札日を基準とする。

北海道における総合評価落札方式について⑦

7.総合評価落札方式の評価方法について（算出方法）

○総合評価落札方式では価格と品質（工事目的物の品質確保）を数値化し、評価値の最も高い者を落札者とします。

【除算方式】 評価値＝技術評価点÷入札価格

※技術評価点＝標準点＋加算点　（標準点＝１００点）
＝１００＋加算点

【加算方式】 評価値＝価格評価点＋技術評価点

加算方式の特徴

④ 特徴

- 価格のみの競争では品質不良や施工不良といったリスクの増大が懸念される場合に、施工の確実性を実現する技術力を評価することでこれらのリスクを低減し、工事品質の確保を図る観点から、価格に技術力を加味する指標。
- 加算方式は、得点率、入札率の項が独立しており、それぞれに対して評価値が一次的に変化する特徴を有している。
- したがって、加算方式では工事の難易度、規模等に応じて価格と技術の配点を適切に設定することにより、品質向上（得点率の向上）と施工コスト縮減（入札率の低下）のバランスがとれた応札が期待できる。

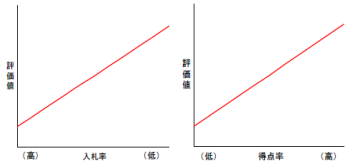

図 3-3-1　加算方式の評価値

除算方式の特徴

③ 特徴

- ＶＦＭの考え方によるものであり、技術提案により工事品質のより一層の向上を図る観点から、価格あたりの工事品質を表す指標。
- 除算方式は、得点率を上げても評価値は一次的にしか増加しない一方で、入札率を下げると評価値は累加的に増加する特徴がある。
- したがって、除算方式では得点率を上げるよりも入札率を下げる方が高い評価値を得やすいため、競争参加者は品質向上（得点率の向上）よりも、施工コストを下げる技術開発またはダンピングによる応札（入札率の低下）を行う傾向が強くなる。

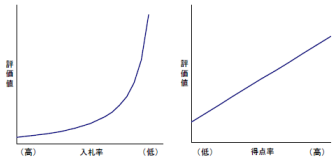

図 3-3-2　除算方式の評価値

北海道における総合評価落札方式について⑧

8.価格評価点の算出方法

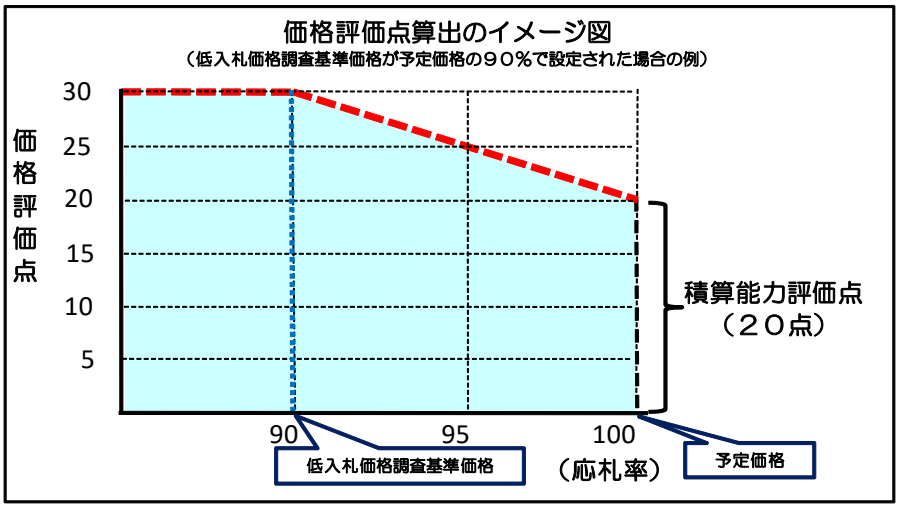

○低入札価格調査基準価格以上予定価格以下で応札したもの
　価格評価点＝１００×（１－入札価格／予定価格）＋２０
○低入札価格調査基準価格未満で応札したもの
　価格評価点＝１００×（１－低入札価格調査基準価格／予定価格）＋２０（一定）
　注１．予定価格内で応札した者には、積算能力評価点として２０点を付与する。
　注２．価格評価点は、低入札価格調査基準価格で満点となり、それ以下の応札額では一定となる。

北海道における総合評価落札方式について⑨

9.平成２９年度　技術評価点標準評価項目

<table>
<tr><th colspan="5">技術評価項目</th><th>配点</th></tr>
<tr><td rowspan="3">簡易な施工計画</td><td colspan="4">①工程管理に係わる技術的所見</td><td>5.00</td></tr>
<tr><td colspan="4">②品質管理に係わる技術的所見</td><td>5.00</td></tr>
<tr><td colspan="4">③施工上の対処すべき技術的所見</td><td>5.00</td></tr>
<tr><td rowspan="4">企業の施工能力</td><td colspan="4">工事施行成績</td><td>7.50</td></tr>
<tr><td colspan="4">北海道建設部工事等優秀者表彰</td><td>0.50</td></tr>
<tr><td colspan="4">ISOマネジメントシステムの取得</td><td>0.50</td></tr>
<tr><td colspan="4">地域精通度（施工実績）</td><td>1.50</td></tr>
<tr><td rowspan="3">配置予定技術者</td><td colspan="4">主任（監理）技術者の資格</td><td>1.00</td></tr>
<tr><td colspan="4">主任（監理）技術者の継続教育</td><td>0.50</td></tr>
<tr><td colspan="4">主任（監理）技術者の建設管理部優良現場代理人表彰</td><td>0.50</td></tr>
<tr><td rowspan="6">担い手の育成・確保</td><td colspan="4">技術者の追加配置</td><td>0.50</td></tr>
<tr><td colspan="4">技術職員の育成・確保</td><td>0.50</td></tr>
<tr><td colspan="4">新規の雇用</td><td>0.50</td></tr>
<tr><td rowspan="4">各建設管理部の選択項目</td><td colspan="3">項目数は2項目以上、配点に応じて適宜設定</td><td rowspan="4">1.00
指定した項目の合計点</td></tr>
<tr><td rowspan="2">労働環境改善</td><td>雇用環境への取組</td></tr>
<tr><td>仕事と家庭の両立支援の取組</td></tr>
<tr><td colspan="2">地域技能士の活用
地域独自設定項目</td></tr>
<tr><td rowspan="8">地域の守り手確保</td><td rowspan="3">地域の安全・安心貢献度</td><td colspan="3">主たる営業所の所在地</td><td>1.00</td></tr>
<tr><td colspan="3">災害時の協力等</td><td>0.25</td></tr>
<tr><td rowspan="5">各建設管理部の選択項目</td><td colspan="2">項目数は、2項目以上、配点に応じて適宜設定</td><td rowspan="5">1.25
指定した項目の合計点</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地域経済への波及</td><td>緊急時の応急措置の実績</td></tr>
<tr><td>公共施設の維持管理の実績</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地域社会貢献</td><td>地域企業の活用</td></tr>
<tr><td>地域資材の活用</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2">多様な雇用への貢献
環境対策の認定制度等
地域独自設定項目</td></tr>
<tr><td colspan="5">地域建設業経営環境評価</td><td>3.00</td></tr>
<tr><td rowspan="2">減点項目</td><td rowspan="2">過去6ヶ月の措置による減点</td><td colspan="3">重要な瑕疵に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例あり</td><td>-1.00</td></tr>
<tr><td colspan="3">総合評価方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり</td><td>-1.00</td></tr>
</table>

平成29年度総合評価落札方式のガイドライン改正の概要　①

本ガイドラインは、平成18年度に策定して以来、社会経済情勢の変化等に柔軟に対応するため、学識者や各地方建設業協会の意見を伺いながら、毎年度見直しを行ってきたところ。
受発注者双方の負担軽減といった課題等に対応し、公共工事の品質確保・向上を図るため、簡易型総合評価落札方式に係る本ガイドラインの一部見直しを行うもの。

平成２９年度の改正

1.施工計画審査タイプにおける改正（負担軽減策の実施）

(1)施工計画審査タイプの適用区分の変更
平成23年度より導入した施工計画審査タイプI型、II型、III型の適用区分について、入札参加者の技術力の向上等を踏まえ、受発注者双方の負担軽減の観点から、III型を廃止し、I型及びII型の２つのタイプに再編。

旧

施工計画審査タイプ

適用区分	I型	II型	III型
求める技術的所見の項目数	3	2	1
技術評価点	31.50	30.00	25.00

新

施工計画審査タイプ

適用区分	I型	II型	
求める技術的所見の項目数	3	2	廃止
技術評価点	31.50	30.00	

平成29年度総合評価落札方式のガイドライン改正の概要　①

本ガイドラインは、平成18年度に策定して以来、社会経済情勢の変化等に柔軟に対応するため、学識者や各地方建設業協会の意見を伺いながら、毎年度見直しを行ってきたところ。
受発注者双方の負担軽減といった課題等に対応し、公共工事の品質確保・向上を図るため、簡易型総合評価落札方式に係る本ガイドラインの一部見直しを行うもの。

平成２９年度の改正

1.施工計画審査タイプにおける改正（負担軽減策の実施）

(1)施工計画審査タイプの適用区分の変更
平成23年度より導入した施工計画審査タイプI型、II型、III型の適用区分について、入札参加者の技術力の向上等を踏まえ、受発注者双方の負担軽減の観点から、III型を廃止し、I型及びII型の２つのタイプに再編。

旧

施工計画審査タイプ

適用区分	I型	II型	III型
求める技術的所見の項目数	3	2	1
技術評価点	31.50	30.00	25.00

新

施工計画審査タイプ

適用区分	I型	II型	
求める技術的所見の項目数	3	2	廃止
技術評価点	31.50	30.00	

平成29年度総合評価落札方式のガイドライン改正の概要　②

(2)求める技術的所見の視点の明確化及び選択する事項の重点化

求める技術的所見の視点を明確化するため、各建設管理部が工事の性格等に応じて選択する事項を変更するとともに、工事の品質確保・向上のために、工事の性格等に応じて、項目を選択し、特に重要となる事項に関して技術的所見を求める形式に変更。なお、工程管理に係る技術的所見による評価のうち、作業負担の大きい「工程表」に係る適切性の評価は、入札参加者の負担軽減を図るため廃止。

旧

求める技術的所見に関する事項の選択方法

項　目	事　項		選択方法
①工程管理	工程表	工種	○必須
		施工手順	
	特記事項	現地条件や気象条件等	○工事の性格等に応じて選択【選択数】2～3
		工程管理に関する配慮事項	
		工程上重要な工種	
		その他	
②品質管理【評価テーマ】	現場条件を踏まえた品質管理		
	使用材料や使用機材等		
	施工前の品質管理		
	施工中の品質管理		
	施工後の品質管理		
	その他		
③施工上の対処すべき事項【評価テーマ】	現地状況の把握		
	施工前の対応		
	施工中の対応		
	施工後の対応		
	異常気象や緊急時の対応		
	設計変更への対応		
	その他		

項目選択方法

区分	項目数	選択方法
Ⅰ型	3	①、②、③
Ⅱ型	2	①、②又は①、③
Ⅲ型	1	①

新

求める技術的所見に関する事項の選択方法

項　目	事　項		選択方法
①工程管理	工程表：廃止		
	特記事項	異常気象等の緊急時の対応において、工程遅延防止のために、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫	○工事の性格等に応じ、特に重要な事項を選択【選択数】2を基本
		工期等の制約条件がある場合において、所定の工期内に完成させるために、主たる工種において作業の効率化を図る技術的な工夫	
		複数工事による輻輳、周辺環境への影響等の制約条件がある場合において、工程遅延防止のための作業の円滑化等を目的として、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫	
		その他　（個別工事ごとに、具体的な内容を設定）	
②品質管理【評価テーマ】	重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等における技術的な工夫		○工事の性格等に応じ、特に重要な事項を選択【選択数】2を基本
	重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工中に行う品質管理に係る技術的な工夫		
	重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工後かつ工事期間内に行う品質管理に係る技術的な工夫		
	その他　（個別工事ごとに、具体的な内容を設定）		
③施工上の対処すべき事項【評価テーマ】	周辺環境対策をより効果的に行うための技術的な工夫		○工事の性格等に応じ、特に重要な事項を選択【選択数】2を基本
	より安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的な工夫		
	安全・安心な作業現場の確保に加え、一般交通の安全確保等のために行う、より効果的な交通安全対策に係る技術的な工夫		
	その他　（個別工事ごとに、具体的な内容を設定）		

事項の記載例を、より具体的なものに変更

項目選択方法

区分	項目数	選択方法
Ⅰ型	3	①、②、③
Ⅱ型	2	①、②、③のうち、２項目

廃止

※①工程管理
②品質管理
③施工上の対処すべき事項

平成29年度総合評価落札方式のガイドライン改正の概要　③

(3)簡易な施工計画の評価方法の変更

1）　Ⅰ型：より高度な技術力を求めるため、評価した技術的所見の数に応じた技術評価点を付与する方法に変更
2）　Ⅱ型：より確実な技術力を求めるため、技術的所見の数を１つに限定し評価を行う方法に変更

旧

タイプ	求める技術所見の数 / 事項	評価基準
Ⅰ型	２つまで	加点評価の対象（○）が１つ以上あれば加点評価とする
Ⅱ型		

新

タイプ	求める技術所見の数 / 事項	評価基準
Ⅰ型	２つ	○が１つ：0.8項目 ○が２つ：１項目として加点評価とする
Ⅱ型	１つ	○の場合、加点評価する

3）　受注者の負担軽減を図るため、簡易な施工計画における加点評価の扱いを変更

旧

採否	評価	履行等
採用	○：加点評価する	履行確認し、不履行の場合は減点
	-：加点評価しない	履行確認はするが、不履行の場合減点しない
採用しない	×：実施不可	実施不可

新

採否	評価	履行等
採用	○：加点評価する	履行確認し、不履行の場合は減点
	-：加点評価しない	履行確認しない
採用しない	×：実施不可	実施不可

4）　留意事項
○技術的所見に新技術・新工法を記載する場合は、カタログ等の参考資料提出を義務づけ
（資料添付がない場合は、新技術・新工法として評価しない場合がある）

➡ 目的等に合致しない技術的所見の記載防止、新技術・新工法の効果等の確認作業に関する負担軽減

平成29年度総合評価落札方式のガイドライン改正の概要　④

(4)「一般的・標準的な提案内容」、「オーバースペック」の事例を明示

入札参加者の技術力向上や技術提案の充実による品質の向上を図るとともに、公平かつ適正な評価を行うため、技術的所見の評価において「一般的・標準的な提案内容」、「オーバースペック」の理由で、評価しない事例を明示

一般的・標準的な提案内容	・仕様書等の内容をそのまま記載 ・気象情報など誰もが入手可能な手段の活用 ・着手前の隣接住民への説明など明らかに一般的なもの
オーバースペック	・必要以上の施工管理基準の適用や品質管理、仮設計画等の過大な費用を要する提案 ・設計変更の対象とすべきと判断できる提案 等について、具体的な事例を明示

平成29年度総合評価落札方式のガイドライン改正の概要　⑤

2.その他の改定

(1)工事施行成績評定対象期間の改正

工事施行成績で、過去２年間に実績のない企業は、当面の措置として、過去４年間の平均点で評価しているが、鋼橋上部工事については、過去２年間に実績のない場合、過去８年間の平均点で評価することに改正。

(2)技術職員の育成・確保の提出・確認書類の簡素化

	旧	新
①若手技術職員の育成・確保	【平成27年4月1日以降に経営事項審査申請、又は再申請をしている場合】 経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写しを提出。 【平成27年4月1日の前に経営事項審査申請している場合】 ア　直近の経営事項審査において提出している技術職員名簿の写しに、経営事項審査申請の審査基準日時点における、各技術職員の年齢を加筆した技術職員名簿の写しを提出。 イ　直近の経営事項審査申請の審査基準日時点での年齢を確認するため、健康保険証・運転免許証等の氏名、生年月日が確認できる資料の写しを提出。（年齢を確認する資料については、直近の経営事項審査申請の審査基準日時点で３５歳未満の技術職員のみを対象とする。） ウ　直近の前の経営事項審査において提出している技術職員名簿の写しを提出。 エ　３５歳未満の判定は、直近の経営事項審査申請の審査基準日時点の年齢とする。	直近の経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写しを提出。 ※平成27年4月1日の前に経営事項審査申請している場合の扱いを削除。
②技術職員総数の確保	ア　直近の経営事項審査において提出した技術職員名簿の写しを提出。 イ　直近の前の経営事項審査において提出した技術職員名簿の写しを提出。	直近の前の経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写しを提出。 ※直近の前の経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）と、①若手職員の育成・確保で提出された直近の前の経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）で確認。

平成29年度総合評価落札方式のガイドライン改正の概要　⑥

3.施行実績審査タイプにおける「評価点事後審査方式」の試行

(1)評価点事後審査方式（自己採点）の試行

施工実績審査タイプにおいて、事前に自己採点申請書の提出を求め、開札後、自己採点申請を基に、落札候補者を選定し、落札候補者の資料のみを確認・審査して、落札者を決定する方式（評価点事後審査方式）を試行。

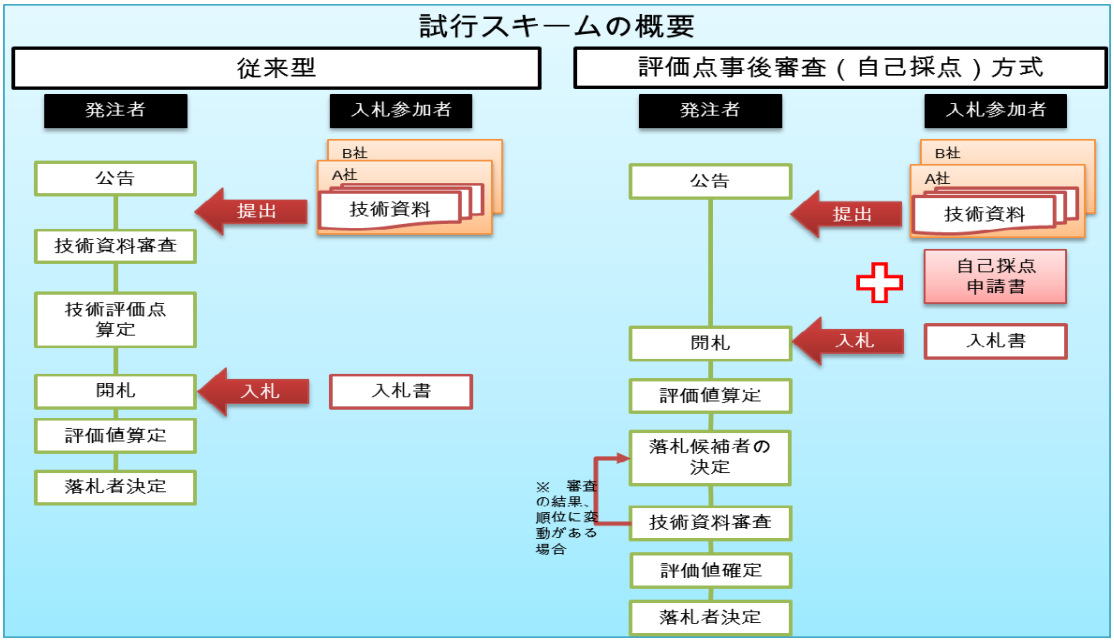

公共工事の品質確保に関する道の主な取組状況　⑤

3　工事に関する多様な入札契約方式の導入・活用

項目	取組の方向性	取組状況等	備考
(2)契約方式の選択	ア事業プロセスの対象範囲に応じた契約方式 (ｱ)施工を単独で発注する方式・・基本 (ｲ)詳細設計付工事発注方式・・検討 (ｳ)維持管理付工事発注方式・・検討 (ｴ)設計･施工一括発注方式・・必要に応じて検討可 (ｵ)ECI方式　・・必要に応じて検討可	○多様な入札契約方式の検討 - (ｱ)施工単独発注を基本として実施 過去の実績は、 (ｲ)詳細設計付工事発注方式を過去２回 河川トンネル工事において活用 (ｳ)～(ｵ)は採用実績なし	
	イ地域における社会資本の維持管理に資する契約方式 (ｱ)包括発注方式の活用 (ｲ)複数年契約方式の検討	○H28から全10建設管理部（H27:６）で道路ﾊﾟﾄﾛｰﾙ･維持管理＋河川ﾊﾟﾄﾛｰﾙ･維持管理を一括契約 52契約のうち45契約が協同組合方式 ○H26から冬除雪と春除雪の一括契約方式を開始 H26:２建設管理部　H27:３建設管理部 51契約のうち44契約が協同組合方式	
	ウ発注関係事務の支援対象範囲に応じた契約方式 ※大規模災害等で迅速に対応する必要がある場合等 (ｱ)CM方式　(ｲ)事業促進PPP方式	○その他の方式 - 国の動向について情報収集	
(3)競争入札参加者の設定方法の選択	ア一般競争入札：1千万以上は原則採用 イ指名競争入札：災害など緊急を要する、発注時期に制約のある工事など一般競争入札により難い場合 ウ随意契約：緊急対応のため契約を競争に付すことができない場合等	○これまで同様、適切に実施	
(4)落札者の選定方法の選択	価格以外の要素の評価の必要性や仕様の確定の困難度等に応じて、選択　ア　価格競争方式 イ　総合評価落札方式	○発注標準Aクラス以上の工事は原則、総合評価落札方式	
(5)支払い方法の選択	ア　総価請負契約方式 イ　単価・数量精算方式 ウ　総価契約単価合意方式	○支払い方法の選択 - 現在は、工事においては、ア - 維持管理業務においては、イを採用	

公共工事の品質確保に関する道の主な取組状況　⑥

4 工事の監督・検査等の充実・強化

項目	取組方針（取組の方向性）	取組状況等
(1)監督・検査・工事成績評定の適切な実施	・工事期間中の適切な監督の実施 ・検査の適切な実施 ・工事成績評定の要領・技術基準の見直し ・評価項目・方法の標準化の推進 ・検査における改善事項の書面通知の実施 ・重点監督の実施 ・評定技術の向上のための研修の実施	・受注者による自己評定の導入（H18～） ・必要に応じ、適宜見直し ・国に準じた評価の実施 / 評定点の差が課題 ・中堅職員研修、新任出張所長等に対する研修会実施
(2)工事成績評定等に関する資料のデータベース化	・データベースの整備、登録、更新 ・発注者間でのデータの共有化	・必要に応じて、他発注機関へのデータ提供を実施
(3)現場の施行体制等の適切な確認	・現場の施行体制等の適切な確認 ・一括下請負など建設業許可行政庁との連携	・施行体制台帳の活用（200万以上の工事　H18～） ・下請状況等調査の実施　H25　148件、H26　150件
(4)受注者との協議等の迅速化・情報共有の強化等	・三者検討会の活用 ・ワンデーレスポンスの試行	・全国に先駆けH14～16試行　H17から本格実施 ・H27から試行開始 H28　7,000万円以上の工事（N=414件） H29　3,500万円以上の工事へ拡大
(5)完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価	・国における舗装工事の取組状況等を踏まえた検討	・情報収集

三者検討会の取組状況　H29.3現在　北海道建設部

三者検討会とは、
発注者、施工者、設計者の三者が一堂に集まり、設計の考え方を共有し、 設計・施工条件や施工上の留意点などを確認する会議

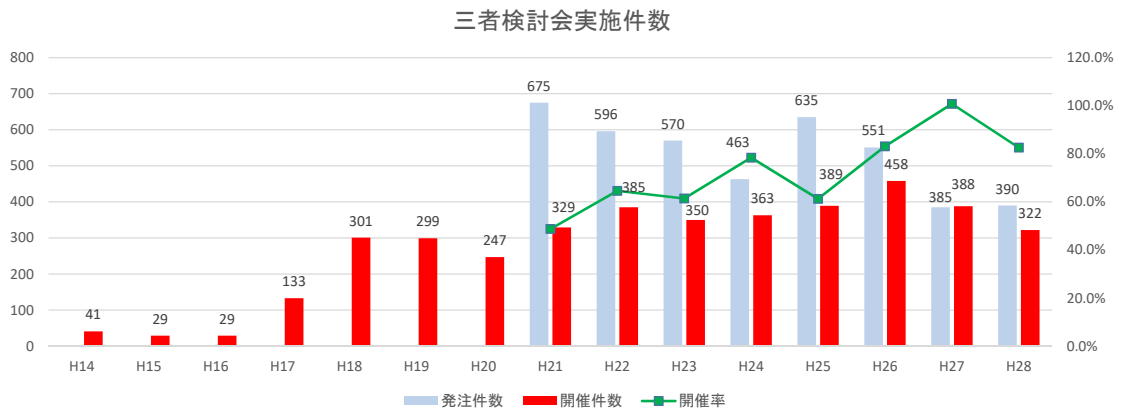

単位：件

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
発注件数								675	596	570	463	635	551	385	390
開催件数	41	29	29	133	301	299	247	329	385	350	363	389	458	388	322
（うち発注者開催件数）	（41）	（29）	（29）	（114）	（246）	（233）	（180）	（291）	（355）	（331）	（353）	（371）	（446）	（380）	（311）
（うち設計者・施工者等申し出開催件数）				（19）	（55）	（66）	（67）	（38）	（30）	（19）	（10）	（18）	（12）	（8）	（11）
開催率（うち発注者開催）								48.7%（43.1%）	64.6%（59.6%）	61.4%（58.1%）	78.4%（76.2%）	61.3%（58.4%）	83.1%（80.9%）	100.8%（98.7%）	82.6%（79.7%）
適用	試行期間							発注件数：9千万円以上				発注件数：7千万円以上			

※開催率＝開催件数／発注件数（建設管理部発注の全件数）

ワンデーレスポンスの取組（H27～）について

1　目的

工事現場では、発注者への確認・協議を必要とする様々な事象が発生するが、回答に時間を要する場合があり、受注者側に待ち時間が生じ、円滑な工事の進行が確保されない場合がある。
このため、回答を迅速あるいは回答期限を明確にすることで「現場を待たせない」対応をルール化し、工事現場における施工効率の向上を図る。

2　実施方法

・特記仕様書にワンデーレスポンス対象工事であることを明記する。
・受注者からの質問等については、「その日のうち」あるいは「翌日」に回答
・回答に時間を要する場合は、受注者と協議の上、回答期限を設定する

3　H29の取組

請負工事では、予定価格が3,500万円以上（これまでは7,000万円以上）、委託業務では、設計業務全般において試行を実施する。
受発注者へのアンケートを行い、今後の取り組みの参考とする。

4　期待される効果

一両日中の対応

⇩

所定の工期内で無理なく完成

⇩

発注者	住　民	受注者
・品質の向上 ・技術職員のスキル向上 ・技術の伝承・向上 ・事業効果の早期発現	・工事目的物の早期利用 ・地域への工事影響軽減	・品質の確保 ・実働工期の確保 ・安全の確保 ・現場トラブルの拡大防止

ワンデーレスポンスの取組状況等

H29.2現在　北海道建設部

アンケート調査結果の概要

【回答数】
H28:工事125名、業務144名、発注者128名
（H27:工事97名、業務92名,発注者129名）

【対象】
委託業務(H26開始)：設計業務全般
請負工事(H27開始)：7,000万以上の工事

【取組状況（試行件数）】
H28:682件（請負工事:414件、委託業務:268件）
H27:418件

【工事受注者】
「工程・進捗管理のしやすさ」に対する評価が大きく向上（28%増）、「工期短縮効果」に対する評価も向上

【業務受託者】
「発注者の適切な実施」、「回答予定日を回答したか」、「工程・進捗管理のしやすさ」に対する評価はいずれも向上

【発　注　者】
「適切な実施」、「回答予定日」に対する評価は、肯定的な回答が8割を超え、取組の定着がうかがえる。
「取組の有効性」については、受注・受託・発注者いずれも「有効・やや有効」と回答する割合が増加した。

【H29取組方針】
発注者の適切な対応を徹底するとともに、請負工事の対象金額を変更し、対象工事の拡大を図る。

公共工事の品質確保に関する道の主な取組状況　⑦

5　設計・調査における品質確保の推進

項目	取組方針（取組の方向性）	取組状況等
(1)発注関係事務の適切な実施等	ア適正な予定価格の設定等 ・最新の技術者単価、適正な歩掛の適用等適正な予定価格の設定 ・必要な業務の条件を明示した仕様書等の作成、受発注者間での設計条件等の確認 ・適切な仕様書等の変更、業務委託料・履行期間の変更 ・ワンデーレスポンスの試行 ・指示、承諾、協議等の適切な実施	・適宜、国に準じた技術者単価・歩掛等の見直し ・詳細設計照査要領（H17.10～） ・設計条件打ち合わせ簿（H20.3～） ・設計変更の手引き（測量調査設計業務編）(H19.3～) ・委託中間打ち合わせの実施（H17.11～） ・ワンデーレスポンスの試行（H26～） H28から設計業務全般に拡大 ・「赤黄チェック」の実施（H28.10～） ・委託業務円滑化ガイドライン（H29.3策定） ①設計変更事例集（新規） ②条件明示チェックリスト（新規） ③設計図書等作成要領 ④設計条件打合せ簿 ⑤詳細設計照査要領 ⑥工程表（業務計画書）
(2)業務の性格等に応じた適切な入札契約方式の導入・活用	・業務の性格、地域の実情等に応じ、価格競争方式、総合評価落札方式、プロポーザル方式その他多様な方法の中から適切な方法を選択	・総合評価落札方式 路面下空洞調査業務に限定し実施（H28：1件） ・プロポーザル方式 道営住宅の基本設計等で実施
(3)競争入札参加者の技術的能力の審査	・保有資格等の仕様書への位置づけ ・業務実績、業務成績、企業や技術者の技術力等の適切な審査	・業務の性格等に応じて、保有資格を仕様書に明示 【現場技術業務】土木学会の土木技術者や全日本建設技術協会の品質確保技術者等を追加（H29.4～）
(4)委託業務の完了確認検査・成績評定の適切な実施	・検査の適切な実施 ・履行過程、成果を的確に評価した成績評定の実施 ・成績評定・要領等の標準化の推進 ・成績評定のデータベース整備、共有化	・委託業務の受託者自己評価の試行（H23.2～） ・要領等の適宜見直し

公共工事の品質確保に関する道の主な取組状況　⑧

6　担い手の育成・確保の取組

項目	取組方針（取組の方向性）	取組状況等
(1)技術と経営に優れた企業づくりの推進	建設産業支援プランに基づく各種施策の推進 ・中小企業診断士等による指導・助言 ・生産性の向上を目的とする新技術等の開発促進 ・情報化施工の普及促進 ・企業における担い手の育成・確保の取組促進 ・建設業団体、関係行政機関等の連携強化などを図るための協議会の設置・効果的な取組の実施	・建設業サポートセンターにおける中小企業診断士等による専門相談の実施（H26：91件　H27:73件） ・建設業担い手対策推進事業 地域会議（H27:3箇所、H28:5箇所）、ロゴマーク公募、小学生絵画コンクール、建設業PR講座など 建設産業ふれあい展（H29.1月） 建設業魅力発信セミナー（H29：5箇所） ・道立高等技術専門学院における建設関連人材育成 ・事業主等が行う認定職業訓練に対する支援 ・H27.6北海道建設産業担い手確保・育成推進協議会発足 ・建設現場のICT活用に関する北海道の取組方針（H29.2） ①TS・GNSS、MC/MGによる施工： 1万m3以上の土工を含む工事において施工者希望型 ②TSによる出来形管理： 1万m3以上は使用原則化、5千m3以上は施工者希望型
(2)労働環境等の改善の推進	・元下請間の関係適正化のための指導の実施 ・賃金・安全衛生等労働環境の改善の指導 ・適切な賃金水準、社会保険等の加入徹底の指導 ・社会保険等未加入業者の下請業者からの排除 ・前金払制度、中間前払・出来高部分払制度等の活用 ・中間前払制度の利用促進、手続きの簡素化等 ・「労働環境改善プロジェクト」の試行	・各種指導等の取組を実施 ・社会保険等未加入業者の排除 ○元請業者からの排除（H27.4～） ○一次下請業者からの排除（H28.4～） ・中間前金払活用実績（H25：62　H26:71　H27:51件） ・H27.8より道建設部で試行開始
(3)道の発注体制の強化等	・国等と連携した技術研修、技術交流 ・短期企業研修 ・資格取得意欲の向上 ・発注支援業務の活用	・技術職員研修（H20～） ・短期企業研修（H19～） ・積算資料作成、施工管理等の発注者支援業務の活用

担い手の確保・育成の取組（PR）

「建設産業ふれあい展」
みて☆つくって☆体験して！

平成29年1月14日（土）～15日（日）
札幌駅前通地下歩行空間

◆ **開催概要**

災害時に真っ先に被災地へ駆けつけ、救助などのための道路の確保や、河川の堤防決壊の応急対策工事などをするのは、地域の事情に精通した建設業者です。
建設産業は、地域の安全・安心な暮らしを守る重要な役割を担ってきましたが、これまで、このような活動にはあまりスポットがあたってきませんでした。
こうしたことから、建設産業が担っている役割や重要性について、道民の皆様に理解を深めていただくことを目的とし、建設産業を身近に感じてもらえるイベントを昨年度に続き開催しました。

	来場者（人）
14日（土）	6，215
15日（日）	6，684
合計	**12，899**

◆ **主催**　北海道、札幌市
◆ **協賛**　（一社）北海道建設業協会
◆ **参加団体**　（一社）札幌建設業協会、（一社）日本建築大工技能士会札幌支部、北海道型枠工事業協同組合、北海道管工事業協同組合連合会、（一社）北海道機械工業会鉄骨部会、北海道建設作工技建協同組合、北海道左官業組合連合会、（一社）北海道測量設計業協会、札幌地区測量設計業団体協議会、（一社）北海道造園緑化建設業協会、北海道鉄筋業協同組合、（一社）北海道電業協会、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部

建設産業ＰＲコーナー

女性建設技術者インタビュー

クイズラリー

型枠大工さんのお仕事体験

測量やってみた！

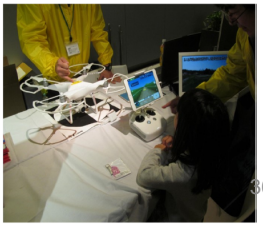

建設現場のICT活用に関する北海道の取組方針（概要版）H28～H32

道の動き

情報化施工の取組方針【H26～】

年　度	H26	H27	H28	H29	H30
事例研修					
TSによる出来形管理技術（10,000m3以上の土工を含む工事）	1箇所	10箇所	20箇所	40箇所	一般化
TS・GNSSによる締固め管理技術（国による普及を踏まえ）			1箇所	10箇所	20箇所
MC・MG技術（国による歩掛策定を踏まえ）				1箇所	10箇所

現状
- ○道内建設技能者等の高齢化、若年入職者の減少
- ○道内建設業の厳しい経営環境
- ○ICT活用への期待

国の動き

i-Construction　H28～
～建設現場の生産性革命～
- **①ICTの全面的な活用（ICT土工）**
- ②全体最適の導入（ｺﾝｸﾘｰﾄ工の規格標準化等）
- ③施工時期の平準化

建設現場の生産性向上、安全性向上のため、取組の加速が必要

見直しの視点　・国の「i-Construction」の動向を踏まえた計画の前倒し・大土工現場が少ない現状等を踏まえた目標設定

新・取組方針（工程表）

①情報化施工の推進
～一般化推進技術等の活用加速

②全面的なICT活用に向けた取組推進
～基準、要領等の整備　～発注体制の構築　など

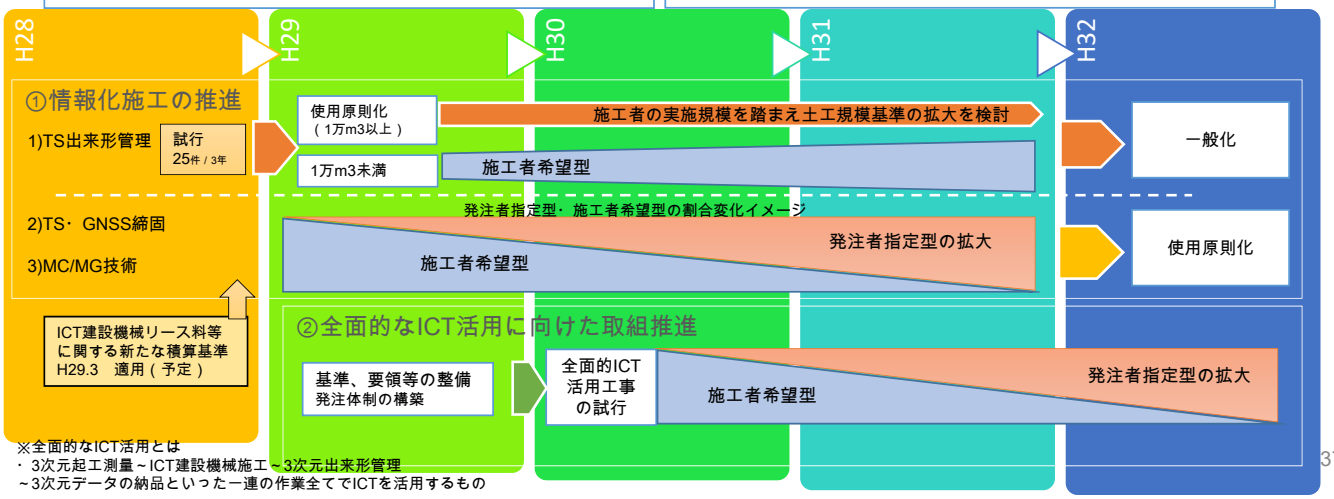

※全面的なICT活用とは
・3次元起工測量～ICT建設機械施工～3次元出来形管理
～3次元データの納品といった一連の作業全てでICTを活用するもの

北海道建設部（建設管理部発注）のICT土工の実施方針【TS・GNSS締固・MC/MG技術】

土工を含む「一般土木工事」

土工量 10,000m3 以上

yes

ICT土工 ﾓﾃﾞﾙ工事

【総合評価落札方式の場合】
○技術提案・簡易な施工計画では、加点評価の対象とはしない

No

発注者の選定
※ICT建機の普及状況等を踏まえ、H30年度以降、徐々に拡大を予定

それ以外

施工者希望型

希望する場合※
①ICT土工積算により設計変更
②工事成績の加点対象（創意工夫での加点）

希望しない場合
理由に関するアンケート調査

※土工に係る出来形計測及び出来形管理では、TSによる出来形管理を実施する。

yes

発注者指定型

①ICT土工積算による予定価格の設定
②工事成績の加点対象（創意工夫での加点）

従来施工
ICT建設機械の施工等、自主的な活用は妨げない

適　用
平成29年4月1日以降公告する工事

1. 積算基準の新設

○ICT建機の普及に向け、ICT建機のリース料などに関する新たな積算基準を策定。

《新たな積算基準のポイント》

①対象工種
・土工（掘削、路体（築堤）盛土、路床盛土）
・法面整形工

②新たに追加等する項目
・ICT建機のリース料
（従来建機からの増分）
・ICT建機の初期導入経費
（導入指導等経費を当面追加）

③従来施工から変化する項目
・補助労務の省力化に伴う減
・効率化に伴う日当たり施工量の増

（イメージ図）

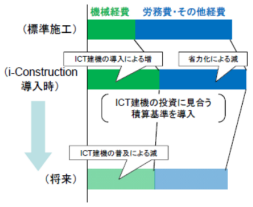

北海道建設部（建設管理部発注）のICT土工の実施方針【TSによる出来形管理】

土工を含む「一般土木工事」

土工量 10,000m3 以上

yes

No

土工量 5,000m3 以上※

yes

ICT土工 ﾓﾃﾞﾙ工事

【総合評価落札方式の場合】
○技術提案・簡易な施工計画では、加点評価の対象とはしない

施工者希望型

希望する場合
①工事成績の加点対象（創意工夫での加点）

希望しない場合
理由に関するアンケート調査

※施工実績を踏まえ、土工量基準を毎年見直し

使用原則化
ただし、受注者の申し出により従来どおりの方式（レベル，テープ等）の場合も可
共通仕様書に明記する。

適　用
平成29年10月1日以降公告を行う工事

○TSによる出来形管理技術は、特段の歩掛は無く、かかる費用は従来の方法と同程度とみなし、諸経費率で計上されている。

労働環境改善プロジェクト（試行）

北海道建設部

○本プロジェクトの背景と目的について

・建設業の若年入職者の減少等により、担い手の不足、技術・技能の承継が困難となる懸念の高まり。
・建設業の中長期的な担い手の育成・確保のためには、若者等を惹きつける魅力ある産業として成長・発展が不可欠。

このため、道では、受発注者双方が協力して、週休2日の促進や時間外労働の縮減等、受発注者双方の労働環境の改善に向けた取組を強化することを目的とした**"労働環境改善プロジェクト(試行)"**に取り組むこととしました。

○取組内容について

H27.8開始

「対象者」に該当する職員は、以下の取組を実施する。ただし、災害対応などの緊急時は除く。

取組①**「フライデー・ノーリクエスト＆マンデー・ノーピリオド」【重点取組事項】**
月曜日を期限とした依頼を金曜日に行わない。（土日の作業となる依頼を行わない。）

取組②**「ランチタイム、オーバーファイブ・ノーミーティング」**
昼休み時間や午後5時以降の打ち合わせを行わない。

【対象者：本庁事業担当課[1]・各建設管理部本部・各建設管理部出張所等の職員】

1) 建設部　道路課、河川砂防課、都市環境課、維持管理防災課、建設管理課
計画管理課、建築保全課、建築整備課 を対象とする。

○労働環境改善プロジェクト(試行)取り組みイメージ

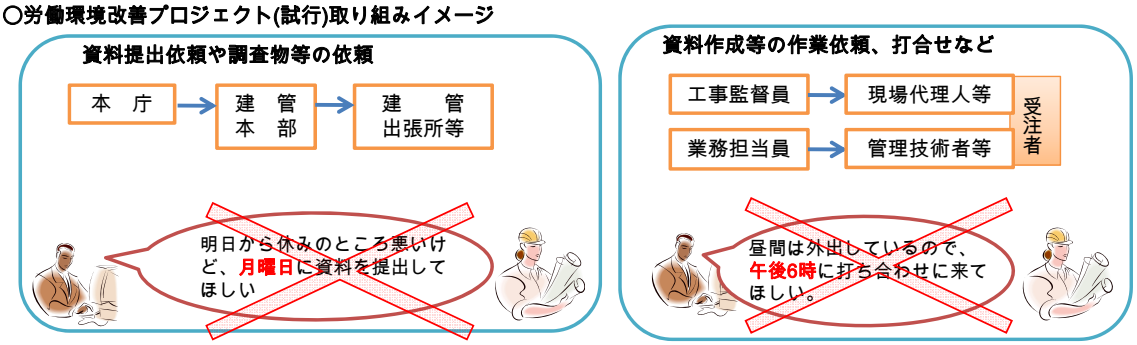

労働環境改善プロジェクト（試行）の取組状況

H29.2現在　北海道建設部

アンケート調査結果の概要

回答数　H28年度:
工事受注者125名、業務受注者144名、
発注者219名（建築局を除く）

① フライデー・ノーリクエスト＆マンデー・ノーピリオド
② ランチタイム、オーバーファイブ・ノーミーティング

【プロジェクトの認知度】
今年度の大きな課題としていた「認知度向上」については、工事受注者（現場代理人等）は**15%増**、発注者は**14%増**と**大きく改善**したものの、**受注者・受託者の認知度は依然として低水準**。

【上記の①、②の取組状況について】
（発注者間）
①の「指示頻度」は、出張所の本部に対する評価は、「無かった」の割合が**21%増**、本部の本庁に対する評価は**20%増**となり、**大きく改善が図られた**。（下記、Q2結果参照）
（受発注者間）（下記、Q3，Q4参照）
・**発注者側**　①、②ともに「無かった」との回答割合が、それぞれ**14%、20%増**と**大きく改善**が図られ、**発注者側の意識改革が進んでいる**と想定される。
・**受注者等側**　①「指示頻度」、②「打合せ頻度」は、工事受注者において、どちらも**10%以上の改善**が見られるなど、工事受注者・業務受託者ともに「無かった」との回答割合が**8割**を超え、**受注者等側の評価も高まっている**。

【H29取組方針】
受発注者双方の認知度の更なる向上を目指し、各種研修会等を活用して、本プロジェクトの周知・徹底を図る。

Q1：本プロジェクトについて知っていましたか。

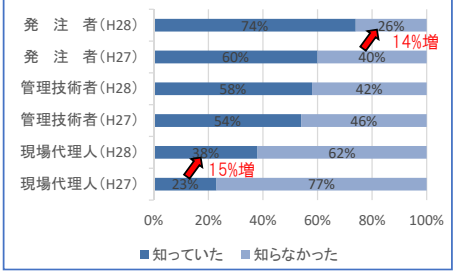

Q2：金曜日に作業依頼し月曜日に提出するといった指示の頻度（発注者間）

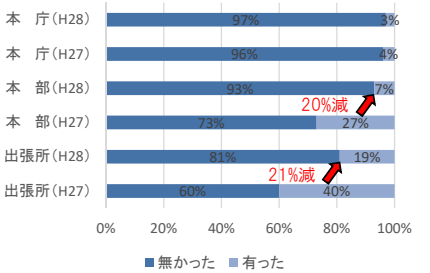

有った理由
・事業調整、変更設計書提出・修正で数回。（出張所）
・補正や次年度要求に関わる作業依頼（出張所）
・発注設計書の修正作業（本部）
・会計検査の特別調書の提出（本部）
・国からの依頼が金曜日にあり、月曜日に提出だったため依頼。（本庁）
・週明け開催する会議資料の修正（本庁）

Q3：発注者から受注者へ金曜日に作業依頼し月曜日に提出するといった指示の頻度

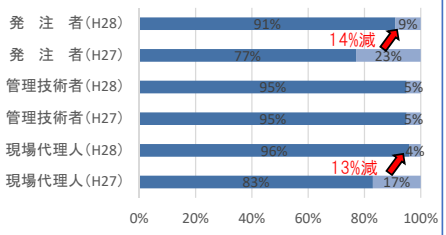

有った理由
・設計変更の数量、図面等の作成を指示された。（現場代理人）
・関係機関との協議が当初より前倒しとなったため、資料作成のために休日作業となった。（管理技術者）

Q4：発注者から受注者へ昼休みや午後5時以降に行った打合せの頻度

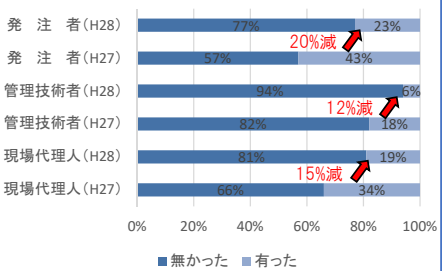

有った理由
・受注者の方には無理なお願いをしたくないが、業務上言わざるを得ない場合もある。（発注者）

公共工事の品質確保に関する道の主な取組状況　⑨

7　市町村への支援

項目	取組の方向性	取組状況等	備考
(1)発注者間の連携強化	・国、道、市町村で組織する発注者協議会・地方部会の設置、発注者間の情報交換や連絡・調整、課題への対応等各種施策の推進 ・地方部会を活用し、市町村の発注関係事務の適切かつ効率的な運用実施のための取組を促進 	○発注者協議会の設置（H20～） ○14の総合振興局・振興局ごとに地方部会を設置（H27.6～） ○H29幹事会、地方部会開催 重点的な取組目標の設定等 ①適正な予定価格の設定 ②適正な設計変更 ③施工時期等の平準化 ④ダンピング対策（北海道独自）	
(2)発注体制等の整備が困難な市町村に対する必要な支援	・相談窓口の周知、技術的な相談に即応 ・講習会､研修への市町村職員等の参加受け入れ ・工事検査への市町村職員の参加受け入れ ・発注関係事務に関する基準・要領の情報提供 ・積算システム等の標準化、共有化 ・総合評価落札方式の検討への職員の派遣 ・橋梁点検業務の地域一括発注等の活用促進 ・多様な入札契約方式に関する情報提供	○公共工事の品質確保の相談窓口設置（H17～） ○市町村職員の技術系研修会への参加受け入れ - H24:453　H25:659　H26:730　H27:1,162名 H27は新積算システムの研修、橋梁点検講習で大幅増 ○市町村職員の工事完成検査への参加受け入れ（H18～） - H18:43　H19:26　H20:8　H21:6　H26:36　H27:23名 ○市町村の総合評価の技術審査への道職員の派遣 - これまで、10市町の総合評価へ派遣 ○各種基準・要領等の情報提供 ○積算システムの共有化：道内の141市町村が利用（H28.4現在） （前年度比　+13市町村） ○新積算システム（Web版）の運用開始（H28.1～） ○橋梁点検業務の地域一括発注 H26: 3 市町村　H27:16市町村　H28:32市町村（予定） ○入札契約制度研修会の実施	